

第1回 広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業者選定部会 議事要旨

1 会議名

広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業者選定部会

2 開催日時

令和5年5月23日（火）10：00～12：00

3 開催場所

旧安佐市民病院北館2階 コミュニティセンター整備予定場所
（広島市安佐北区可部南二丁目1番38号）

4 出席委員等

(1) 委員

渡部佳美（部会長）、北原明生（副部会長）、栗崎真一郎（欠席）、坂口由紀子、橘俊夫、西林昌則、松尾雄三、宮奥紀恵、山本妃奈子

(2) 事務局

川口学校教育部長、村上健康教育課長、健康教育課職員

5 議事

- (1) 部会長、副部会長の選任について
- (2) 議事の公開について
- (3) 落札者決定基準（案）について

6 傍聴人の人数

0人

7 部会資料

資料1 広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則

資料2 広島市公共施設整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領

資料3 広島市情報公開条例（抜粋）

資料4-1 広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業落札者決定基準（案）の概要について

資料4-2 広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業落札者決定基準（案）

参考資料1 学校給食の充実に向けた給食提供体制の見直し方針

参考資料2 広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業入札説明書（案）及び要求水準書（案）の概要について

参考資料3 広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業入札説明書（案）

参考資料4 広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業要求水準書（案）

8 発言要旨

(1) 部会長、副部会長の選任について

[事務局]

- ・ 資料1「広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則」の第7条第3項において、「部会に部会長及び副部会長各1人を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。」と規定している。指名推薦の方法で選任することとしてはどうか。

<「異議なし」の声あり>

[山本委員]

- ・ 渡部委員は、「広島市食育推進会議」の副会長を務めるなど広島市の審議会委員の就任経験をお持ちであるとともに、学校栄養職員として広島市に勤務されていた経歴もお持ちであることから、広島市の学校給食全般にも精通しておられる。

このため、本部会の部会長にふさわしいのではないかと思うがどうか。

<「異議なし」との声あり>

[事務局]

- ・ それでは、渡部委員に部会長に就任いただくこととし、ここからは渡部部会長に議事の進行をお願いする。

[渡部部会長]

- ・ 議事に沿って副部会長の選任を行う。副部会長については私から推薦させていただきたいがどうか。

<「異議なし」との声あり>

[渡部部会長]

- ・ 副部会長は、広島市学校給食会に勤務されていた経歴をお持ちであり、学校給食や食品衛生に精通しておられる北原委員にお願いしたいと思うがどうか。

<「異議なし」との声あり>

[渡部部会長]

- ・ それでは北原委員に副部会長をお願いしたいと思う。

(2) 議事の公開について

[渡部部会長]

- ・ 次に、議事(2)の「議事の公開について」事務局から資料の説明をお願いする。

[事務局]

- ・ 議事の公開の決定については、資料2「広島市公共施設整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領」第2条第1項において、「審議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる議題について審議を行う場合は非公開とする。」としており、また同条第1号では「会議資料に広島市情報公開条例第7条各号に掲げる情報のうちいずれかが含まれる場合」及び第2号「その他公にすることが不適当と認める場合」と記載している。

また、第2条第2項において「議題を非公開とする場合の決定は、会長に一任する。」としており、第10条の準用規定により「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるとされている。

このため、議事(3)の公開の是非については、渡部部会長に御判断していただきたいと考えている。

[渡部部会長]

- ・ 議事(3)の会議資料である「落札者決定基準（案）」には、落札候補者の評価方法に関わる内容が含まれており、審議内容を公開とすることによって、資料 3 の「広島市情報公開条例」第 7 条第 1 項第 5 号に規定している「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれなどがある」と考えられる。

このため、議事を非公開としたいと考えているが、この判断に当たって、皆様から御意見等をいただきたい。

<意見・質問なし>

それでは、議事(3)については非公開にすることとする。

(3) 落札者決定基準（案）について

(非公開のため省略)